五　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十条の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十条の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	十年間
［ロ～ル　略］	［略］	［略］
［六～九　略］	［略］	［略］
十　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
［十一～十三　略］		

［2～7　略］

（電磁的方法による保存）

第六十三条　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

［2・3　略］

（品質マネジメントシステム）

第六十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六十五条から第七十二条まで　削除

五　［同上］		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	［同上］
［ロ～ル　同上］	［同上］	［同上］
［六～九　同上］	［同上］	［同上］
十　第六十五条の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］	［同上］
［十一～十三　同上］		

［2～7　同上］

（電磁的方法による保存）

第六十三条　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

［2・3　同上］

（品質保証）

第六十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第六十五条　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項

二　保安活動の計画に関する事項

三　保安活動の実施に関する事項

四　保安活動の評価に関する事項

五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第六十六条　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　発電用原子炉設置者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。